

令和4年10月7日付け県公報第353号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月11日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

静岡市

2 作業の種類

公共測量（修正測量 地図情報レベル2500 7.56平方キロメートル）

3 作業期間

変更前 令和4年9月8日から令和5年3月31日まで

変更後 令和4年9月8日から令和5年3月7日まで

4 作業地域

静岡市内一円